

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(12月21日)
(第23号)

第23号
12月21日

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第23号

○平成27年12月21日（月曜日）

議事日程（第23号）

平成27年12月21日（月）午前10時開議

- 第1 議案第150号から議案第200号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第17号から意見書案第19号まで
〔討論、採決〕
- 第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第5 議員派遣の件
- 第6 閉会中の継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第150号から議案第200号まで
 - 日程第2 請願の件
 - 日程第3 意見書案第17号から意見書案第19号まで
 - 日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
 - 日程第5 議員派遣の件
 - 日程第6 閉会中の継続調査の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三

27	番	後藤健一
28	番	稲垣昭義
29	番	北川裕之
30	番	村林聡
31	番	小林正人
32	番	服部富男
33	番	津田健児
34	番	中嶋年規
35	番	奥野英介
36	番	今井智広
37	番	長田隆尚
38	番	舘直人
39	番	日沖正信
40	番	前田剛志
41	番	舟橋裕幸
43	番	三谷哲央
44	番	中村進一
45	番	青木謙順
46	番	中森博文
47	番	前野和美
48	番	水谷隆
49	番	山本勝
50	番	山本教和
51	番	山西場信行
52	番	中川正美
(42)	番	欠番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥井隆男
書記(事務局次長)	原田孝夫
書記(議事課長)	米田昌司
書記(企画法務課長)	佐々木俊之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔裕行
書記(議事課主幹)	中村晃康
書記(議事課主査)	藤堂恵生

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
防災対策部長	稲垣司
戦略企画部長	竹内望
総務部長	稲垣清文
健康福祉部長	伊藤隆
環境生活部長	高沖芳寿
地域連携部長	福田圭司
農林水産部長	吉仲繁樹
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	水谷優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井敬子

雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	森 元 良 幸
代表監査委員	福 井 信 行
監査委員事務局長	小 林 源太郎
人事委員会委員	降 旗 道 男
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	落 合 隆
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出をされました。

次に、意見書案第17号から意見書案第19号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
197	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について
200	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月11日

三重県議会議長 中村 進一 様

戦略企画雇用経済常任委員長 田中 智也

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
184	工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）
188	三重県人権施策基本方針の変更について
193	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について

194	三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
195	三重県民の森の指定管理者の指定について
196	三重県上野森林公園の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

環境生活農林水産常任委員長 東 豊

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
170	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
173	三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
174	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
189	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
190	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
191	みえこどもの城の指定管理者の指定について
192	三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月11日

三重県議会議長 中村 進一 様

健康福祉病院常任委員長 石田 成生

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
179	工事請負契約について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工工事）
180	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター中央監視制御設備改築工事）
181	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その3））
182	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その4））
185	工事請負契約の変更について（一級河川木津川河川改修（松之本井堰下部工）工事）
186	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第1工区）管渠工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月11日

三重県議会議長 中村 進一 様

防災県土整備企業常任委員長 中村 欣一郎

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
183	工事請負契約について（特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）統合整備校舎棟ほか建築工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

教育警察常任委員長 小島 智子

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
166	三重県行政不服審査会条例案
167	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
187	財産の取得について
198	国津財産区議会の議員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
199	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

総務地域連携常任委員長 藤根 正典

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
150	平成27年度三重県一般会計補正予算（第5号）

151	平成27年度三重県債管理特別会計補正予算（第1号）
152	平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
153	平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
154	平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第1号）
155	平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
156	平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
157	平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
158	平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
159	平成27年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
160	平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
161	平成27年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
162	平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
163	平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
164	平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
165	平成27年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
168	審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例案
169	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例案

171	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
172	三重県県税条例等の一部を改正する条例案
175	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
176	三重県土地開発基金条例を廃止する条例案
177	当せん金付証券の発売について
178	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年12月17日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 青木 謙順

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請15	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 濱田 典保 ほか20名	山内 道明 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 田中 祐治 石田 成生 大久保 孝栄 藤田 宜三 稲垣 昭義 小林 正人 長田 隆尚	採択

(審 査 中 分)

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請9	2016年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 ほかに4,844名	山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚	不採択

意見書案第17号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成27年12月14日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 東 豊

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、独自の校風を守りつつ建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、私立学校に修学する生徒等の保護者にとって、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、とりわけ入学時納付金が高額であり、私立学校の生徒等は大きな経済的負担を強いられているところである。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

よって、国におかれては、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、私学助成に係る国

庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費の助成を更に充実するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第18号

安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案

上記提出する。

平成27年12月14日

提 出 者

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚

北 川 裕 之

三 谷 哲 央

安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案

去る9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決され、成立した。

安全保障関連法については、国会における審議を通じて、「新三要件」に基

づく自衛隊の出動の要件が曖昧であることが明らかになったほか、後方支援活動等が武力行使と一体化するおそれがあるなどの懸念が示され、憲法違反ではないかとの指摘が相次いだ。多くの憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所の長官経験者らが、安全保障関連法案は憲法違反であると指摘したことも、重く受け止められる必要がある。

世論調査においても、国民の多くが、政府の説明が不十分であるとしており、国会における審議を進める中で、安全保障関連法案に反対であるとの声が広がったことは、国民の理解が十分に得られていないことを示している。また、地方公共団体の議会から、安全保障関連法案の慎重な審議を求める意見書が相次いで提出されていたにもかかわらず、先の国会において、安全保障関連法が成立したことは極めて遺憾である。

よって、本県議会は、先の国会における安全保障関連法案の採決に抗議するとともに、国においては、早期に国会を召集され、先の国会で成立した安全保障関連法を廃止又は再検討されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣

意見書案第19号

伊勢志摩サミットに関わるテロ対策の強化並びに関係機関相互
の協力及び連携強化を求める意見書案

上記提出する。

平成27年12月14日

提 出 者

田 中 祐 治

大久保 孝 栄

東 豊

小 林 正 人

青 木 謙 順

山 本 勝

伊勢志摩サミットに関わるテロ対策の強化並びに関係機関相互
の協力及び連携強化を求める意見書案

本県は、伊勢志摩サミットの開催を千載一遇の機会と捉え、安心で安全な環境の中でサミットを開催し、次世代にサミットの資産を残すこと等を成功の要因と位置付け、本県の知名度や地域の総合力の向上を目指し、全県的に取り組んでいるところである。

そのような中、去る11月13日、フランスの首都パリ市内とその郊外の複数箇所において発生した同時多発テロでは、多くの市民が犠牲となった。

今回のテロは、来年5月にサミットの開催を控える本県にとっても、対岸の火事ではない極めて憂慮すべき事態である。

サミットを成功させるには、各国首脳はもとより、県民、来訪者などの全ての方々の安全が確保されなければならないが、本県では、テロ対策に向けた意識の向上や警備体制の強化などを図っているが、これらの対策に万全を期すためには、国をはじめとした関係機関との協力及び連携が不可欠である。

よって、本県議会は、国において、安心で安全な環境の中でサミットを開催するため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 今回のテロを踏まえ、サミットの会場などの重要施設だけでなく、県民が訪れる集客施設なども含めた安全対策を講ずること。
- 2 テロの未然防止に向け、国際社会と更なる協調及び連帯を図るとともに、これまで以上に警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関相互の協力及び連携強化に取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村進一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、国家公安委員会委員長

委員長報告

○議長(中村進一) 日程第1、議案第150号から議案第200号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。田中智也戦略企画雇用経済常任委員長。

〔田中智也戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長(田中智也) 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第197号三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について外1件につきましては、去る12月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

まず、ポストサミットに向けた取組についてであります。

伊勢志摩サミット開催により地域にもたらされる知名度の向上や地域の総合力の向上といった成果を一過性で終わらすことなく、次の世代へと継承していくことが望まれます。サミットの効果が開催後も持続的に発展していくよう、サミット開催後における庁内体制の整備など、計画的な取組を進めていただくことを要望します。

次に、三重県教育施策大綱（仮称）最終案についてであります。

本大綱は、本県における教育の基本的な方針等を示すものであり、県民が教育の当事者として期待される役割を果たしていくためにも重要な意義を有しています。

一方で、本大綱については様々な観点から意見があり、県民の理解を得るためにわかりやすい説明が求められることから、議会の場における議論を十分に踏まえ、丁寧に策定を進めていただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 東 豊環境生活農林水産常任委員長。

〔東 豊環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（東 豊） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第184号工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）外5件につきましては、去る12月10日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

T P P、環太平洋パートナーシップ協定についてであります。

去る10月5日に大筋合意に至ったT P P、環太平洋パートナーシップ協定は、日本農業の将来にとって重大な転換点であり、県内農業にとっても経済面や農村のあり方等に影響を及ぼすことが懸念されます。農家の不安を払拭し、若い農業者が希望を持って農業の未来を切り開いていくためには、T P P

にどう対処していくかといった県としての農業政策の方向性を明確に示す必要があります。

県当局におかれては、国が行う影響分析の活用も含め、T P P の県内農業に対する影響を把握し、具体的な施策展開につなげていかれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 石田成生健康福祉病院常任委員長。

〔石田成生健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第170号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外6件につきましては、去る12月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県地域医療構想の策定についてであります。

医療介護総合確保推進法により、県が策定することとなっている地域医療構想については、桑員、三泗、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州の八つの構想区域ごとに地域医療構想調整会議が設置され、協議、調整が行われているところです。

県当局におかれては、三重県地域医療構想が地域の特性や実情を踏まえたものとなるよう、関係者の意見を尊重しながら、引き続き各調整会議において慎重な協議、調整を行うことを要望します。

次に、三重県病院事業次期中期経営計画の策定についてであります。

三重県病院事業次期中期経営計画は、さきに触れた三重県地域医療構想や三重県立一志病院のあり方に関する検討会での議論の方向性を踏まえて策定する必要があることから、今年度末で終了する現計画の期間を1年間延長した上で、次期計画を平成28年度に策定するとの方針が示されました。

中期経営計画は病院事業経営の計画的な推進に資するものであることから、県当局におかれては、関係部局との連携を十分に図りながら、早期に次期計画の策定に着手することを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長。

〔中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（中村欣一郎） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第179号工事請負契約について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工工事）外5件につきましては、去る12月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県復興指針（仮称）中間案についてであります。

当該指針は、県や市町の職員に加え、県民の皆さんや事業者の方等の取組についても記載されています。しかし、県民の皆さんや事業者の方等にも利用していただける旨の記載が、今のままでは不明確です。

そこで、県当局におかれましては、当該指針中に、県民の皆さんや事業者にも活用いただけるものであることを記載するよう要望します。

次に、工事発注時の評価方法についてです。

今回、総合評価方式で行った一般競争入札の二つの工事案件において、入札業者の評価値が同じとなったものが見受けられましたが、これは、入札参加業者が同じで、同時期、同規模の案件であった等の理由から、業者の入札に対する負担を軽減するため、総合評価一括方式で行ったとのことでした。

入札においては、業者の負担軽減も必要であるとともに、県民の皆さんにとって選定の経緯がわかりやすいものであることも必要です。

そこで、県当局におかれましては、今後も県民の皆さんから見てわかりや

すい、より透明性のある評価方法をさらに検討していくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 小島智子教育警察常任委員長。

〔小島智子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第183号工事請負契約について（特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）統合整備校舎棟ほか建築工事）につきましては、去る12月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、子どもの貧困対策についてであります。

子どもの貧困対策については、県及び市町ともにその対策に取り組んでいるところです。対策を進めるに当たっては、法制度的な課題など、国の対応が必要となるものもあります。当議会としても、子どもの貧困対策について、国に対して意見書を提出しているところであり、県当局におかれましても、子どもの貧困対策について、国に対して積極的に働きかけを行っていくよう要望します。

次に、地域未来塾についてであります。

経済的な理由等により、家庭での学習が困難な児童・生徒などを対象とした地域未来塾による学習支援は、さきに述べた子どもの貧困対策としてもその役割が期待されるところです。

地域未来塾には、学校、家庭、地域の関係者が一体となった地域とともにある学校づくりという面もあります。

県当局におかれましても、地域未来塾の取組にあっては、幅広い子どもたちの参加を視野に行っていただくよう要望いたします。

最後に、伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策についてであります。

伊勢志摩サミットでは、首脳会議のほかジュニアサミットなど関連行事が開催され、首脳会議が行われる会場だけでなく、関連施設の警備も行う必要があります。

県当局におかれましては、安全・安心な県民生活が確保され、伊勢志摩サミットが円滑に開催されるよう、関係機関と連携し、警備対策に万全を期すよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 藤根正典総務地域連携常任委員長。

〔藤根正典総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（藤根正典） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第166号三重県行政不服審査会条例案外4件につきましては、去る12月10日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

トップアスリーの県内定着についてであります。

本年、和歌山県で開催された国民体育大会では、男女総合の成績が目標としていた20位台を達成するなど、本県における競技力向上の取組は着実に成果があらわれてきている状況となっています。しかしながら、平成33年開催の三重とこわか国体において本県が掲げる男女総合優勝という目標を達成していくためには、さらなる競技力向上の取組が必要であり、中でも、トップアスリーの県内定着に向けた取組については、本県の競技力を着実かつ早期に向上させていく有効な取組の一つであると考えます。

県当局におかれては、三重県体育協会や競技団体等との連携を密にし、一体となって、トップアスリーの受け入れ態製の整備や確保に向けて、これまでの取組をさらに一層加速させていくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第150号平成27年度三重県一般会計補正予算（第5号）外23件につきましては、去る12月9日から14日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月17日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

休 憩

○議長（中村進一） マイク機器の不調のため、着席のまま暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。
委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党の岡野恵美です。

日本共産党は、議案第188号三重県人権施策基本方針の変更について及び

議案第200号伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案の2議案に反対し、その他は賛成いたします。

以下にその理由を述べてまいります。

議案第188号三重県人権施策基本方針の変更について、質疑の中でも申し上げましたが、私たち日本共産党は、いまだに三重県の人権施策は同和偏重になっていると思います。なぜなら、人権施策基本方針の第1番目にわざわざ同和問題を取り上げていること自体、異常だと考えるからです。

同和事業対策特別措置法が終わって13年もたっています。地区内外の格差は基本的になくなりました。同和問題だけを特別扱いして差別はあると強調しても、津地方法務局で取り扱った昨年度の三重県の人権侵害事件625件のうち、同和問題はわずか4件です。

基本施策では、2012年度に実施した人権問題に関するみえ県民意識調査の結果、同和問題をはじめ、子ども、女性、外国人や障がい者等、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況があると言っています。これがその意識調査です。（冊子を示す）私たちは、この人権問題に関する意識調査を見て、この調査自体が同和問題に対してかなりのスペースを割り、同和問題に偏った調査だと思いました。また、その質問の幾つかは当事者にとって失礼な内容であり、また、何も知らない県民にわざわざ差別的な意識を植えつける調査だと思いました。

この意識調査に基づき、基本方針では同和問題の人権施策として、学校教育と社会教育が一体となった人権教育、職場等における人権研修、創意工夫を凝らした人権啓発に、より一層取り組む必要があるとしています。

今年10月、全国地域人権運動総連合の第11回の地域人権問題全国研究集会が伊勢市で行われました。地域人権問題全国研究集会が行われたのは、質疑でも取り上げましたが、地区を名指しで、差別されているところ、差別されている人等を教える、伊勢市の小・中学校で行われている、部落差別があることを知る授業が極めて異常だったからとお聞きしました。私は、全国的に

見て恥ずかしいことだと思いました。

私たち日本共産党は、また三重県で今回このような人権施策基本方針を策定すれば、2025年まで同和問題偏重の人権施策を継続することで新たなゆがみを生み出してしまふことを心から心配しております。皆さん、誰も他人の心の中のことにはわかりません。だから、私は、あえて他人の心の中に手を突っ込んで、同和差別意識を持っているなどと引っ張り出すことはすべきではないと思います。

部落差別は、戦前の身分差別に起因する問題です。高齢者の中には、様々な経験をお持ちの方もいると思います。しかし、16兆円にも及ぶ特別措置が行われ、基本的には格差は解消しました。同和地区の指定はなくなり、混住率は格段に高くなっています。私は、特別扱いをすることがかえって差別を広げること、特別な努力をしない限り、だんだん消えていくと確信しています。

先日、三重県人権センターを訪問し、資料をいただきました。人権相談の事業の状況を見ると、初めにも述べた人権侵害事件と同じように、昨年度の同和問題の相談件数は総件数738件中4件、実員数358人中3人という結果でした。したがって、私は今改めて、人権センターの事業をはじめ、残された事業について1日でも早く一般施策に切りかえるべきだと思います。特に人権センターについては、同和問題を特別扱いするのではなく、子どもたちの貧困、虐待やいじめ、外国の方々の人権問題、非正規労働者に対する差別的な扱いや女性の人権を守ることなど、今日的な人権問題に正面から取り組めるようにすべきであると思います。

以上、申し上げて、人権施策基本方針についての議案に反対いたします。

次に、議案第200号のドローン飛行禁止条例案については、伊勢志摩サミットの警備ということでは一定必要なことだと理解いたします。しかし、余りにも厳しい規制になっているのではないのでしょうか。すなわち、禁止期間は3月27日から5月28日までの約2カ月間であり、かなりの長期間に及んでいます。また、要人やその家族のおられる場所の周辺など、多くの対象地

域が想定されます。さらに、罰則は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金と、極めて重いものです。

私たちは、要人や関係者の皆さんが安全・安心にお帰りいただくことは県民の皆さんの共通した願いだと考えます。しかし、サミットの警備のために県民の皆さんの生活に過剰な御不自由をかけることはできるだけ避けなければならぬと考えます。

以上の理由で、ドローン規制条例の制定についても反対を表明し、討論いたします。

ありがとうございました。

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第150号から議案第187号まで及び議案第189号から議案第199号までの49件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第188号及び議案第200号の2件を一括して採決いたします。

本案に関する委員長報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（中村進一） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

請願第9号2016年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについての請願に対して、教育警察常任委員会審査において不採択との報告がなされました。4844筆の署名とともに提出をされましたこの請願を採択すべきとする立場で、委員長報告に反対討論をいたします。

少人数学級は、保護者、教育関係者、国民の長年にわたる教育要求です。学級定数は本来国が決めるべきものですが、この十数年、各地で、子どものことを考えたら国が動き出すのを待っては行けないと、自治体独自の少人数学級が広がりました。その努力は貴重なものであり、子どもたちの豊かな成長、発達のために必要だと判断し、自治体として積極的に少人数学級を進める努力がなされたのです。

三重県では2003年から、全国でも早い段階でみえ30人学級として小学校1年生から始まり、2004年には小学2年生に拡大、2005年には中学校1年生、これは校内弾力運用がされておるところもありますが、このことが導入をさ

れました。

学校では、手厚いケアが必要な子どもが増え、学級崩壊や立ち歩き、トラブルの増加など、様々な教育困難が広がる中、2010年中央教育審議会初等中等教育部会でも、40人という学級規模では学級経営が困難となっているとの提言が出されました。少人数学級になれば、勉強を丁寧に見ることができ、子どもの発言や発表の機会も増えます。みんなで話し合いながら認識を深めていくなどの学習のあり方に変わることができます。

世界に目を向ければ、欧米では1学級30人以下が当たり前、韓国でも35人学級編制を目標としています。まさに少人数学級は世界の流れです。こうした状況があるからこそ、少人数学級は、日本PTA全国協議会、全国レベルの校長会や教頭会、教育委員会の協議会、現場教職員の皆さんなど、文字どおりの国民的な要求なのです。

2011年3月、国では全会一致で義務教育標準法が改正され、小学校1年生を35人学級にすること、そして、附則で小学校2年生以降も順次改定を検討、実施するということになったのです。翌年2012年度、国の予算では、小学校2年生を35人学級にするだけの予算もつきました。その後、進展はないどころか、現在では少人数学級は取りやめ論まで出てきています。

さて、三重県が国に先駆けて早い段階でみえ30人学級を決断したこと、35人ではなく30人としたことはとてもすばらしいことでした。方針として、やっぱり少人数学級が大切という考え方があったわけです。その方向は間違っていない、ぜひ小・中・高と進めてくださいというのがこの請願の求めるところの一つです。

中部6県で見ても、長野県、静岡県、福井県では、小学校では全学年で30人学級、35人以下学級、中学校でも全学年で30人学級、32人学級、35人学級です。岐阜県では、35人以下学級が小学校3年生までとなっています。もちろん、市町でさらに進めているところもあります。

さらに、もう一つ委員会での論点となったのは、三重県の場合、みえ30人学級をうたいながら下限25人の条件つきによって、実際には小学校1、2年

生で30人以下、中学校1年生で35人以下になっていない学級が残されているという不平等があるので、25人以下下限をなくしてほしいという要望なのです。

私は始まったころに、三重県、すごいね、30人学級、すごいよねという県外からの幾つもの問い合わせにお答えするのに情けない思いをしたものです。導入当初からこのことの不合理性を指摘してきましたが、年を重ねるごとに下限25人条件でクラス分けができず取り残される学級が小規模校に固定化され、その解消は現場の切実な願いとなってきました。

2011年に国が小学校1年生の学級編制基準を35人に改善したことによって、小学校1年生では36人以上の学級は解消されて、36人を二つに分けて18人の学級が国の制度上でも合法的に存在いたします。もちろん、従来の40人という学級編制基準をもってしても、41人を二つに分けた場合、20人学級の存在があったわけで、25人以下であってはならないという条件は全く不合理であることは明らかです。

小1、小2の場合には、36人から40人という多数クラスは解消されました。しかし、本年度、小1では36校でみえ30人学級が有効に働き、26校でこの条件により実現できていないということが起こっています。31人以上の学級が6%の39学級残されています。小2では、11%の71学級が取り残されています。三重県が目玉として押し出す30人学級、これで標榜できるでしょうか。四日市市など、多人数学級の固定化を解消するために独自で25人下限の解消に取り組むところや、国、県の加配教員を率先してこの解消に充てるところも出てきています。小1では、36学級で市町手当てもあり、先ほどの数字となっています。小2では75学級で手だてがされています。つまり、市町では現場要求を十分感じ、25人下限を取っ払うことが必要と判断しているということが見てとれます。

委員会審査の中で、加配利用で市町独自の事情で取り組める余地があるのだから、任せたらいいという意見が出ました。もちろん、市町の自主性は尊重されるべきです。しかし、それぞれの財政状況や規模による加配の分配状

況などによって、そこへ充てたくてもできないということがあれば問題で、県として援助が必要です。財政難でというお答えが返ってきますが、少人数教育加配はほとんど国からの加配を充てており、県単加配はその1割です。まず、小学1年生の解消のため、今年度の例を当てると26人の教員配置が必要ということで7000万円から8000万円、もちろん単年度で終わりということにはいきませんので、並行して国に定数改善をさらに強力に要求し続けていかなければなりません。

伊勢志摩サミットで90億円もお金が動くわけです。全国第14位という三重県の財政力をもってすればできなくはない。まずは、少なくとも小学校生活のスタートの1年生の25人下限をなくすというこの要求には十分に組み込むべきです。今の状況では、みえ30人学級とは、お題目はよくてもまやかしいということになります。三重県のどこに住んでいても、同じような条件で学ぶことができますように。

最後に、エビデンス、科学的証拠、根拠、証拠といったことが盛んに言われますが、教育施策には成果が出ているのか、少人数学級には効果があるのかと、どのくらい教育費を出せば効果があるのかエビデンスを示せと総務省が責め立てます。それは全くのナンセンス。効果とは何でしょう。教育という営みの効果は即あらわれるものではなく、それはメーターの針のように、振れようにはかるものではありません。数量的な科学的根拠など示せることがないことは、教育者ならわかっていることです。その時々にも子どもたちの中であって、また、長い歴史の中で、悲喜こもごも、それを実感するのみです。エビデンス、防衛省にも求めるのでしょうか。

4844筆の署名を提出していただきました請願第9号を採択すべきと討論し、皆様の賛同をお呼びかけいたします。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、請願第15号私学助成についてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第9号2016年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願につきましては、お手元に配付のとおり、処理経過及び結果の報告を求めることといたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第15号 私学助成について

意見書案審議

○議長（中村進一） 日程第3、意見書案第17号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第18号安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案及び意見書案第19号伊勢志摩サミットに関わるテロ対策の強化並びに関係機関相互の協力及び連携強化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第18号及び意見書案第19号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第18号及び意見書案第19号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。31番 小林正人議員。

〔31番 小林正人議員登壇・拍手〕

○31番（小林正人） 自民党、小林正人でございます。今回、会派を代表させていただきまして、議会に提出されました意見書案第18号安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案に、反対の立場から討論させていただきます。

今さらながら、安全保障関連法は、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制を構築するために、審議時間を延長し、100時間を超える時間をかけ慎重な議論を積み重ね、さきの国会で成立いたしました。こうした法案について、施行していない現段階で廃止を求めることは、余りにも不自然であると考えます。

また、意見書案の内容を見ましても、例えば「後方支援活動等が武力行使と一体化するおそれがある」等の記述がありますが、そのことにおいても、あくまで存立危機事態への対処ということ、いわゆる新3要件、改めてでございますけれども、一つ、我が国に対する武力攻撃が発生したとき、または、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、二つ、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、三つ、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという内容がきちっと加味されていることから、配慮はされていると考えます。

また、この安全保障関連法成立後の諸外国の反応は、例えばさきのドイツ南部エルマウで開催されましたG7サミットにおいても安全保障関連法案の話が議題に挙げたそうではありますが、ドイツやイタリア、オランダ、フランスの各国首脳が高い評価と支持を表明されたということも聞いております。

昨今の世界情勢は御承知のように、パリでの事件をはじめ、I Sによる世界的テロが頻発するなど、世界中の国民に不安が広がっております。

さらに、我が県は来年5月に、世界の首脳が集まる伊勢志摩サミットの開催が決まっており、こうした中、我が国の安全保障の基軸である日米協力関係の強化等により抑止力を高め、世界平和を目指したこの法案を、世界の緊迫した情勢の最中に、国民、県民の不安を払拭するような代案もなく、今回廃止を軽々に求めることは、余りにも拙速であります。

地方議会が担うべきは、まず県民の喫緊の不安解消であり、安心・安全の確保であります。5月にサミットを控える我が県においては、サミットの安全な開催に向け、国に対し、テロ対策、ひいては安全保障の強化を求めることこそが優先されるべきであり、今この時期に議会が県民の憂悶に応え提出する意見書が安全保障関連法の廃止であると判断すること自体が、三重県民を代表する議会として見誤っているのではと考えます。

しかしながら、昨今、世論において、いまだ議論が不十分だった、あるいは国民への説明責任が不足していたという声があることも承知をしており、そのことから、時期を考えていただき、改めて法案の施行後に国民の不安が払拭できないと判断されたなら何らかの対応を求めるべきであると思います。

再度申し上げますが、我々三重県議会が最優先に考えなくてははいけません。県民の生命、財産を守り、安心・安全を確保することでなければなりません。

以上のことから、この時期にこういった意見書を国に提出することは、サミット開催への県民の取組、あるいは国の機運の低下も招きかねませんし、最重要、万全を期さなければならぬ警備体制への影響をも懸念いたします。

以上のことから、議員各位におかれましては、どうか今の県下状況を御理

解いただき、この意見書案に反対していただけることをお願いいたしまして私の反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 12番 小島智子議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） 新政みえ、小島智子です。新政みえを代表しまして、意見書案第18号安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

2015年9月19日、政府与党は国会における審議を十分に尽くさないまま安保関連法案を参議院本会議で強行採決し、可決させました。

国会前は連日、人であふれ返っていました。団体で、あるいは一人ひとり、スマホを片手に、ある若者は髪の毛を真っ赤に染め、自作のプラカードを持って、ある女性医師は医師だって怒っていると書いた白衣を着て、ある若いお父さんはまだ小さい子を連れて、かなり高齢の方々もこれからの日本を心配して、静かに意見表明を聞いている、何時間も立ったままの方もいました。政治の状況にじっとしておれず、何が起きているか知りたい、自分で考えたいという思いから参加した人も多かったのかもしれません。

世論調査でも最後まで法案反対が半数を超え、政府の説明が不十分との声は8割に上ったにもかかわらず、国民の意思が政治に反映されることはありませんでした。主権者は国民であるのに、十分な説明が行われたという納得もなく、疑問やもやもやした気持ちが置き去りにされたままです。

私たち県議会議員は、それぞれの地域住民の皆さんの負託を受けここにあります。国の代理戦争をするためでなく、この国の進む方向も含め、暮らしの中の不安や思い、願いを酌み取り、県議会として判断、実行する責任があります。

安全保障関連法は、自衛隊の海外派兵を進め、米軍などと軍事行動をともにさせる危険性の極めて高い法です。しかし、その基本概念は極めて不明確で、その上、法律制定を必要とする事実が存在しないことは、安倍総理御自

身が国会審議で認められたところです。

さらに、自衛隊が行く場所そのものが戦闘現場になることや任務遂行のため武器使用があり得ることも認めています。自衛隊が戦闘に巻き込まれ、殺すか殺されるかという状況に追い込まれることがある、これは、誰が考えても明らかです。

私の友人の息子さんは自衛隊にいます。東日本大震災をはじめ、人々を助け地域の復興に力を尽くす様々な活動に賛同し、自らの判断で自衛隊員を目指しました。そのお母さんは今、大きな不安の中にいます。自衛隊員の母だから大きな声を上げて安保法反対と言うことはできないけど、決して納得のいくことじゃないと言います。この声はどう応えられるのか、とても重い課題であります。

このお母さんは、私自身であり、あなた方自身であり、傷を負うかもしれない、人を傷つけるかもしれない、命を奪うかもしれない、命を失うかもしれない若者は、私たちの子どもであり孫であるかもしれません。皆さんお一人お一人の関係ある方の中に、このような不安の声は全くなかったのでしょうか。また、今、その不安の声は完全に解消されているのでしょうか。

ここ三重県でも、県民によって県下各地でデモや集会が行われました、また、今も行われています。深い後悔と平和への思いを伝えてくださった90歳を超える元教師。若い人たちが立ち上がったことに涙を流して喜んでみえた年輩の方。スマホで原稿を書き、それを片手に意見した大学生。小学生の子どもがいる若いお母さんの不安の声。その4年生の子どもの平和な世界で尊敬される日本がいいけど大丈夫なのという疑問。いまだ、不安や怒りの声は県民の中からなくなることがありません。それらの声や県民が持っている思い、願いにどう向き合うのか。

今こそこの三重県議会は、地方議会として県民の声から出発し、国に立ちどまり考え直すことを求めなければならないのではありませんか。安全保障関連法の廃止、または再検討を国に対して求めるべきではないでしょうか。

県民の負託を受け県議会議員としてここにおられる皆さんの賢明な御判断、

この意見書案に賛同いただくことを心よりお願い申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(中村進一) 4番 山内道明議員。

〔4番 山内道明議員登壇・拍手〕

○4番(山内道明) 公明党の山内道明です。今回提出をされました安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案に対しての反対討論を行わせていただきます。

まず、今回の平和安全法制とは、国際平和支援法という新しい法と自衛隊法をはじめとする主要10本の改正を行った平和安全法制整備法の総称であり、その主な内容は、自衛隊が活動する際の要件、手続などを定めるものです。

では、なぜ今この法整備が必要なのか。それは、我が国を取り巻く安全保障環境が変化し、厳しさを増してきているからです。

核兵器や弾道ミサイル、国際的なテロ等の脅威は容易に国境を越え、もはやどの国も一国のみで平和を守ることができない事態になってきております。

このような中、昨年7月、憲法9条下で認められる自衛の措置の限界を明確にした、いわゆる新3要件が閣議決定され、今回、この新3要件の全てが平和安全法制に盛り込まれました。

一般的な集団的自衛権の行使は認めず、専守防衛の理念は今後とも堅持されており、公明党は憲法上の歯どめとして、これを明確にいたしました。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣に対しては、国際法上の正当性、国民の理解と国会関与など民主的統制、自衛隊の安全確保の3原則が盛り込まれ、自衛隊を派遣できるのは国連決議等があることを絶対条件とし、さらに、国会が事前に承認した場合のみとし、これに一つの例外も認められません。

後方支援については、後方地域、いわゆる戦闘の行われていない地域での補給や輸送などの支援は当然武力の行使には該当せず、他国の武力行使と一体化するものではなく、他国の戦争に巻き込まれるリスクはありません。

自衛官のリスクについて、ある自衛隊幹部は、野党は自衛官のリスクを追及しているが、撃つ撃たないとか、そういう話ではない、病気もあれば、風土も慣習も宗教も違うため、当然、あつれきが生まれる、むしろそういったリスクのほうが現地では大きいかもしれない、派遣部隊が現地で活動する際に困ることはないか、活動しにくくなっている点はどこか、こういった視点での議論が欠けていると述べた上で、平和安全法制の制定に対しては、事前のしかるべき準備が可能となったことを踏まえ、肯定的に捉えているとの認識を示されておりました。

また、今回の大きな論点の一つである法的安定性、すなわち憲法適合性について、あるマスコミが行った憲法学者に対するアンケート調査によると、約63%の憲法学者が、自衛隊の存在そのものが憲法違反ないしはその可能性があると回答しており、このような憲法学者の認識の中では、平和安全法制の憲法適合性を議論する前に、その前提が大きく異なっております。

その上で、砂川判決では、個別的、集団的にかかわらず、自衛の措置が憲法第9条下で許容されることが正当化され、さらに、国家の存立にかかわるような高度な政治的問題は、最高裁、つまり法的判断にはなじまないとの考え方のもと、その判断を内閣と国会に委ねるという結論を、このとき既に出しております。

つまり、司法判断ではなく、現実に国民の生命、財産を守らなければならない責任ある政治的判断が重要であるということです。

ゆえに、集団的自衛権や国際協力等も実は、民主党政権時代も含めて過去10年間、時の政権は、国民の命、主権を守るため、積極的な平和外交に力を尽くしてきました。実際に、周辺事態法を見直そうとアメリカに提案したのは民主党野田政権時代でのこと。安全保障は本来、与党も野党もないはずではないでしょうか。

例えばPKO協力法、当時国論が二分される中、公明党は野党ではありましたが、責任ある政治的判断として賛成をいたしました。結果、当時も大きな不安な声がありましたが、現在、国内外より高い評価と信頼を得ております。

また、今回の審議について、憲法59条の60日ルールが使われることなく参議院の特別委員会で可決、審議時間も、衆議院は116時間、参議院も約100時間と、さきに述べましたPKO協力法の審議時間を超え、野党の中からも対案や修正案が提出されるなど議論が深まったことを背景に、最終的には民主主義のルールにのっとった形で制定をされました。

質疑時間の配分比率を見ても、衆参それぞれ与党が約14%と23%であったのに対し、野党は、衆議院では約86%、参議院でも77%に上り、野党側に十分な審議時間が確保されておりました。にもかかわらず、衆参での議論を通じて国民の理解を推し進めることができなかった、この責任の一端は、野党にもあるのではないのでしょうか。一部反対した野党の言論の中には、世界中で戦争をすとか徴兵制を復活させる等のあり得ない話を持ち出し主張し、国民の不安をあおったこと、さらに、衆議院特別委員会では、さも強行採決かのような演出が用意周到になされていたことなど、野党の行動は極めて残念なものであります。

そのような中、私ども公明党は国民理解を深めるため、山口代表が参議院特別委員会で、これまで議論が深まらず国民が不安を感じていた具体的な次の4点を質問。一つ、憲法学者がなぜ違憲だと主張するのか。二つ、集団的自衛権と個別的自衛権の概念について。三つ、ホルムズ海峡の機雷掃海作業について。四つ目、平和安全法制による抑止力の意義について。

憲法学者の違憲との主張については、さきに述べたとおりであります。二つ目の集団的・個別的自衛権の概念については、もともと国際法上の概念であったため、国民にとってなじみがなく理解が深まりにくかったこと、そして、三つ目については安倍首相より、現時点でのホルムズ海峡への機雷の敷設そのものを想定していないとの答弁を引き出し、四つ目の抑止力の意義についても安倍首相より、対話の枠組みを重層的に活用していくとの答弁を引き出しました。

特に、対話による平和外交を重視する公明党、山口代表は制定後、10月8日に韓国の朴槿恵大統領を、10月17日には中国の習近平国家主席を訪問し、

対話による積極的平和外交に向けて現実的に行動を開始しております。

また、今回の平和安全法制に対する諸外国における評価について、アメリカは、日本は過去70年間、平和、民主主義、法の支配への不変の献身を行動で示してきた、この実績は全ての国の模範であると表明、フィリピンのアキノ大統領は、日本が一時期攻撃的だったからといって権利を抑制されるものではないと平和安全法制を擁護、その他の諸外国でも、今後の平和維持活動などへの自衛隊の積極参加を期待する声があり、明年のサミット開催国として、国際社会より高い評価をいただいたものと考えます。

私は今回、1人の青年から次のような質問を受けました。自分も1人の国民として、今回の安全法制について学び、判断できる力をつけたいとの思いから、与党より提出された平和安全法制については一定の理解を得たが、一方の野党の言う戦争法案なるものがどこを探してもない、安全法制の中にも一切そのような文言は出てこない、一体どこにあるのかと。私は率直に、野党の言う戦争法案は、与党が提出した平和安全法制に対してレッテルを張ったものにすぎず、その実態はないと、それどころか、一部の野党を除いては、対案や修正案さえも示されていないと答えました。その青年は、自分が今回戦争を意識し、日本の将来に不安を覚えるに至ったことは一体何だったのかと言葉を詰まらせました。そこには、平和に対して真剣に向き合おうとする1人の青年の姿がありました。

公明党は、今後とも平和の党として、国民の命と平和な暮らしを守るための平和安全法制に対し、その理解の輪を広げるべく真摯に国民の声を受けとめ丁寧な説明を尽くしていくことを申し上げ、私の討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党は、意見書案第18号安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案並びに意見書案第19号伊勢志摩サミットに関わるテロ対策の強化並

びに関係機関相互の協力及び連携強化を求める意見書案に賛成の態度を表明いたします。

まず、意見書案第18号について、賛成理由を申し上げます。

三重県議会では、6月16日の本会議で安全保障法案の慎重な審議を求める意見書を賛成多数で可決し、安倍首相に送りました。ところが、9月19日の国会で安倍自公政権は、私たちの願いに反して強行採決を行いました。しかし、本当に採決したかどうか分からないような混乱した状況、しかも、空前の規模で広がった国民の願いに背いた、数の暴力とも言うべき暴挙でした。このことに抗議することは当然だと思います。

今、私たち日本共産党は、安倍政権によるこの暴挙を許したままにすることは絶対できないと思っています。なぜなら、強行採決した戦争法は、戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安維持活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権の行使、そのどれもが、憲法9条を踏み破って自衛隊の海外での武力行使に道を開くものであるからです。特に私は、選挙区のある久居の自衛隊が南スーダンに派遣している部隊が、参議院議員選挙後の派遣から駆けつけ警護を強いられることを心配しております。命を生み出す女性の一人として、若者の命を危険なところにさらすことは絶対許せない、やめさせなければならないと思っています。しかも、今回の法律は、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない広範な人々から、憲法違反という批判が集中しています。このような重大な違憲立法の存続を許すなら、立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存立の土台が覆されることとなります。

ですから、日本共産党は強行採決した当日、戦争法（安保法制法）廃止の国民連合政府の実現を呼びかけました。この呼びかけは、この間の戦争法反対で広がった全国各地の多くの国民の共感を得て、さらに広がっております。政府は、国民はやがて忘れるだろうと言っていましたが、民主主義を守れという声とともに確実に広がっております。

三重県でも、若者たちが立ち上がりました。12月5日に津市で行われた日

本共産党の集会には、若者をはじめたくさんの人々が集いました。

皆さん、日本共産党は、さきの戦争の時代、戦争反対を貫いたため弾圧を受け、私たちの先輩は命を失った人も多くいました。その当時、日本共産党は非合法でしたが、今は、この県議会で議席をいただいています。だからこそ私は、今、声を大にして、戦争のない世の中をつくろうと呼びかけるのです。

今、中国や韓国や北朝鮮など近隣諸国との関係は、歴史認識の違いもあって大変難しい状況にあります。特に、安倍首相が武力の強化を進め揺さぶるからです。

しかし、皆さん、現実を直視しようではありませんか。必ずしも武力でもって平和を保とうとしても無理があることを、何も解決していかないことを。

私は、イラク戦争以降の中東諸国の泥沼のような状況、I Sというテロ集団を生み出したことを今こそ教訓にすべきだと思います。これ以上テロ集団をつくり出してはなりません。子どもたちの命を危険にさらすようなことを続けさせてはならないと思います。

日本共産党は、軍事力による平和ではなく、今こそA S E A N諸国の平和の取組に学ぶべきと、話し合いによる北東アジア平和協力構想を提唱し、それを実践しています。

皆さん、話し合いによる平和こそ人類の英知ではないでしょうか。そして、それが可能な時代になりつつあると私は思っております。そして、そのために外交努力をするのが日本の役割ではないでしょうか。なぜなら、日本は唯一の被爆国であり、日本には憲法9条という宝があるからです。

私たち日本共産党は、日本の宝、憲法9条を守り生かす政治を強く求めます。

皆さん、三重県議会としても、ぜひこの意見書案を採択していただきたいと心から訴えます。

続いて、意見書案第19号について、賛成する理由を申し上げます。

これは、伊勢志摩サミットにかかわってテロ対策の強化をしようとするものです。この間、パリの同時テロの被害者の夫、フランスのジャーナリスト、アントワーヌ・レリスさんの、テロリストを憎まないとのインターネットへの投稿が、世界中でも共感を呼んでいます。

先ほども申し上げましたが、私たち日本共産党は、テロ対策についてはアメリカ主導の対テロ戦争がテロの温床を広げてきたと考えています。空爆など軍事作戦強化では問題が解決できないし、テロと戦争の悪循環をもたらします。

今、日本共産党はテロ対策について、国際社会が一致結束してやるべき四つのことを提唱しています。第1、テロ組織への資金、人、武器を絶つ、第2、貧困や差別など、テロの温床をなくす、第3、シリアとイラクの平和と安定を図る、第4、難民の人権を守り抜く国際支援のこの4点です。

私たちは今回の意見書案の提出に当たり、この点を盛り込むように事前に求めましたが、時間の関係で、私たちのテロ対策解決への根本問題の提起は盛り込まれませんでした。

しかし、サミットの直前となり、県民をはじめ全ての人々の安全対策を講じることは必要なことだと賛成することにいたしました。

しかし、気になるところもあります。取組の事項の2、「テロの未然防止に向け、国際社会と更なる協調及び連帯を図るとともに、これまで以上に警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関相互の協力及び連携強化に取り組むこと。」ということは、ゆめゆめ軍事的な対応の強化にならないことを希望します。

また、県民生活に影響のある過剰な警備にならないように要望します。

さらに、せっかくの世界7カ国の首脳が集まる機会です。このサミットを、全世界の人々が心を痛めている問題、テロや平和の問題を取り上げるよう、国に提言していただきたい。

以上を申し上げて賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） 意見書案第18号安全保障関連法案の強行採決に抗議し先の国会で成立した安全保障関連法の廃止又は再検討を求める意見書案に賛成の立場から、意見書案第19号伊勢志摩サミットに関わるテロ対策の強化並びに関係機関相互の協力及び連携強化を求める意見書案には反対の立場から討論を行います。

まず、意見書案第18号について意見を申し上げます。

2015年9月19日未明、慎重審議を求めた私たち三重県議会の意思が踏みにじられる形で強行採決された安全保障関連法は、平和や安全の名のもとに、憲法9条が禁じる国際紛争を解決する手段として海外での武力行使を可能とするもので、明らかに憲法に違反し、また、戦後70年間、我が国の先人たちの知恵と努力で積み重ねてきた専守防衛を柱とする平和主義が、一内閣の判断で覆されるという暴挙でありました。

安倍政権は、安保法制の成立を受けて早速、南スーダンPKOでの自衛隊の任務に駆けつけ警護を追加する検討を始めましたが、参議院議員選挙を前にして一旦それらを封印しました。

南スーダンでは、政府軍と反政府軍の停戦合意が破綻し、住民を巻き込んだ武力紛争へと発展しています。戦場に前方も後方もないように、武器使用を伴う駆けつけ警護に従事すれば、自衛官が他国の市民に発砲して殺したり、攻撃をされて殺されたりする初の事態にもなりかねません。

参議院議員選挙が終われば、アメリカの要求どおり日本の自衛隊を海外に派遣し、日本の若者の命が危険にさらされるというリスクが具体的になりかねません。このような法律は、一刻も早く廃止させる必要があります。

安倍首相は、国民は参議院議員選挙までには安保法案のことは忘れるだろう、そんな考えをお持ちのようですが、そんなことを絶対に許してはなりません。

私は、意見書案の成立のみならず、三重県議会の意思表示をきっかけに、

この動きを全国に波及させていきたいというふうに考えております。

また、議会内外、安保法の廃止を求める幅広い県民の皆さんと連帯し、野党結集のもと参議院議員選挙に勝利し、立憲主義、平和主義、民主主義を取り戻すために粘り強く行動していく決意と、また、伊勢志摩サミットの安心・安全を人質にして政権基盤強化に利用してはならないということを申し上げて、賛成討論といたします。

続いて、意見書案第19号に対する反対討論を行います。

伊勢志摩サミットを開催するに当たり、関係機関と緊密な連携のもと、各国首脳をはじめ、関係者、県民の皆さんの安全を守っていくことは極めて重要なことであると考えております。

しかしながら、その警備体制の中においても、県民生活やおもてなしを大切にす観光産業をはじめとする経済活動への打撃を最小限にとどめ、さらには、私たちの基本的人権でもある表現や言論、報道の自由を守ることに對してどのように調和を図っていくかという議論も必要不可欠であります。

本意見書案にはそのような観点がなく、サミットの警備体制や対象施設を拡大することのみを強調するものであり、それらの懸念が拭い切ることはできません。

さらには、本意見書案には、警察、海上保安庁、自衛隊などの関係機関の相互の連携強化を挙げております。海上や国境警備で重要な任務を持つ海上保安庁は国土交通省の外局であり、意見書案の送付先に国土交通大臣や海上保安庁長官が含まれていないのはなぜだろうということも申し添えておきます。

また、フランスのテロ事件を受けたテロ対策の強化が挙げられています。テロは当然憎むべきものですし、未然に防ぐ対策も必要です。しかしながら、国際社会との協調や連帯とは、アメリカを中心とした主要国と呼ばれる大国の論理だけでは通用するものではありません。一方的な正義や誰も否定することのできない安心・安全の裏側で、小さな国々、経済的にも貧しい国々で、とりわけ子どもや高齢者、女性が犠牲になっています。

今も、伊勢志摩サミットにお越しになる主要国と呼ばれる国々によって行われているシリアでの報復攻撃も強く非難されるべきではないでしょうか。テロとの戦いが強調され、空爆が繰り返され、罪のない人々が傷つけられているということへの想像力を膨らませようではありませんか。

折しも現在の安倍政権に対してこのような意見書を届けることは誤ったメッセージを発信するものであり、さらなる憎しみと報復の連鎖の中に組み込まれることに加担をするものであるということを申し上げて、真に県民の安心・安全を願い、世界の平和構築に資するものはあり得ないと考え、本意見書案には反対を表明して討論を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(中村進一) 49番 山本 勝議員。

[49番 山本 勝議員登壇・拍手]

○49番(山本 勝) 自民党の山本勝でございます。議長のお許しをいただき、今回議会に提出されました意見書案第19号伊勢志摩サミットに関わるテロ対策の強化並びに関係機関相互の協力及び連携強化を求める意見書案に対する、会派を代表して賛成討論をさせていただきます。

本県は伊勢志摩サミットの開催を、千載一遇の機会、大きなチャンスと捉え、本県の知名度や地域の総合力の向上を目指し、全県的に取り組んでいるところでございます。

振り返ると、本年6月5日夕刻に、羽田空港で安倍首相が、日本の美しい自然、豊かな文化、伝統を世界のリーダーたちに肌で感じてもらえる場所にしたいと考え三重県で開催することを決定した、それは伊勢志摩サミットですと発表されました。地方での開催としては、沖縄、北海道に次ぐ3番目ですが、本当の意味での普通の地方での開催としては初でございます。正式な決定は後日となりましたが、この6月5日から三重県の歴史が大きく動くことになったわけであります。日本の一つの地域、国民ですら三重県伊勢志摩の場所を正確に示すことができない方もみえるような一地方から、世界から注目される場所へと飛躍しつつあるわけでございます。

現在、鈴木知事を先頭に、大きな成果を目指し、全県挙げて取組を一層進められているところであり、議会としても、その成功の一助となることを目的とする伊勢志摩サミット三重県議会議員協議会を設立するなど、伊勢志摩サミットの開催に全面的に協力を約束し、全ての議員が全力で成功に向け汗をかき、知事と心をつ一つにして取り組んでいるところであり、三重県の大きな転換期にこうして議員として協力をさせていただくことは非常に名誉であり、チャンスを生かし発展する三重県に期待をする気持ちでいっぱいでございます。

このサミットに対する大きな期待は県民の皆さんも同じ思いであると実感をしており、多くの支援や期待の声を日々受けているところでございます。

しかしながら、期待とともに様々な不安な声にも触れることがございます。その一つとしては、まずは安全についてであり、その大きな要因としてテロ対策についてでございます。

皆さん、先ほど来お話がございましたが、テロの脅威は、特にISの様々なテロ行為について世界中に多くの被害が出ており、日本人にも被害が及ぶなど、国民に不安を投げかけている状況ともなっております。

三重県では、サミット開催地として、県民の皆様方の不安の声を真摯に受けとめ万全を期するため、テロ対策に向けた意識の向上や警備体制の整備を図るなど、まずは県としてできることをしっかり取り組んで今まで来たわけでございますが、こうした中、去る11月13日、フランス、パリ市内周辺の複数箇所において、130人もの多数の市民が犠牲となる同時多発テロが発生をいたしました。詳細は省きますが、このテロ発生に際してフランスのオランド大統領は、フランスは戦争状態にあるとし、非常事態宣言を行うとともに、市民の安全確保に向け軍隊を投入するなど、まさに戦争状態とも表現される状況となっております。

来年5月に開催される三重県にとっては極めて極めて憂慮すべき事態であり、国がテロの未然防止など安全の確保に一層取り組むことを怠れば、県民の皆様が不安にさいなまれることとなり、サミットそのものの成功もおぼつ

かなくなるような状況にもなろうかと思えます。

このような状況を踏まえ、サミットの主体である国が責任を持ち万全を期するための最善策を講じていただくために、今回、二つの項目を強く要望するものでございます。

まず、一つは、今回のテロを踏まえて、サミット会場のみならず、県民が集まる集客施設なども含めた幅広い範囲での安全対策の実施を望むものであります。

本県は、伊勢志摩地域のみならず多くの観光集客施設を抱えており、こうした施設においても県民の安全や安心を確保される安全対策を、国が責任を持って実施することが必要であると考えます。こうしたサミット開催に直接的に関係がない施設においても国が万全の策を講じていくことにより、安全はもとより、県民の安全を醸成する大きな効果があると確信をしております。

さらに、二つ目として、テロの未然防止に向け国際社会全体で協調してテロに立ち向かうとともに、同盟国をはじめとした多くの国々と綿密に連携を図るなど、国の責任において外交や国防に取り組みれるとともに、これまで以上に、警察、海上保安庁や自衛隊などの関係機関相互の協力など、連携を強化することを切に要望するものでございます。

6月5日に開催地が志摩市に決まった際に、日本のよき風土を世界のリーダーたちに肌で感じてもらうという目的とともに、選定方法として、要人や日本人を標的にしたテロ対策を想定し、警備面を最重要視する方針に転換したとされ、会場となる予定のホテルが島にあり警備しやすいことやふだんから要人の訪問が多い地域のため警備経験が豊富だといった点が重要視されたと言われております。

今、世界はテロの脅威と闘っており、日本もその渦の中にあり、当事者として立ち向かわざるを得ない状況となっております。来年のサミットでは、日本がテロに対して万全の体制を構築し、安全を確保できるかどうかを試されておる機会であります。

また、三重県にとっては、サミットは地域の発展を進める大きな転機とし

なければなりません。そのために、安全の確保が不可欠であります。今回の意見書案は、こうした大きな意義のあるサミットを成功させるとともに、開催地で暮らす県民の安全・安心を図るために国に一層の取組を求めるものであり、三重県議会として、県民の不安や願いを国に意見書として形で届けるものでございます。ぜひとも議員の皆様全員の御賛同をお願いして、伊勢志摩サミットに関するテロ対策の強化並びに関係機関相互の協力及び連携強化を求める意見書案に対する賛成討論といたします。ありがとうございました。
(拍手)

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 予算決算常任委員会における平成28年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

平成28年度当初予算は、現在策定中のみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）のスタートの年度として、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、引き続き、政策展開の基本方向である「守る」、「創る」、「拓く」の三つの柱で政策を展開し、新しい豊かさを享受できる三重づくりを加速させていくとともに、平成27年10月に策定された三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少の課題に的確に対応し、地域の自立的かつ持続的な活性化を図っていくための予算となります。

予算編成は平成28年度三重県経営方針（案）を踏まえて行われますが、極めて厳しい財政状況にある中、事業の選択と集中をさらに進めるとともに、新たな財政需要に対しては機動的に対応していけるように、効率的かつ的確な予算編成を行っていく必要があります。

本委員会としましては、7月の平成27年版成果レポートに係る調査に始まり、10月から11月には、決算審査と同時に当初予算編成に向けての基本的な考え方について調査を行い、全員協議会での平成28年度当初予算調製方針等の調査とあわせ、議会の意見を来年度当初予算編成に反映させるため議論を重ねてまいりました。

さらに、12月には、各部局の当初予算要求状況について、本委員会及び各分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に調査を行ってまいりました。

県財政の状況は、平成28年度の当初予算に向けて、歳入面では、平成27年度当初予算で一般財源収入として活用できた住宅供給公社清算金など臨時収入の皆減等により、大幅な減額が見込まれます。また、歳出面では、高齢層職員の割合が多くなっていることにより高い水準で推移している人件費に加え、県債償還のピークに向けて近年大きく増加している公債費や医療、介護等の自然増に伴い引き続き増加している社会保障関係経費などの大幅な増加が見込まれるなど、歳入歳出の両面で例年以上に極めて厳しい状況にあります。

県当局におかれては、これまで実施してきた予算編成プロセスを引き続き円滑に運用する中で、伊勢志摩サミットや人口減少対策など県政運営上の重要課題への的確な対応を含め、事務事業の思い切った見直しを行い、限られた財源で確実に成果が上がるよう最適な財源配分に取り組まれますとともに、将来世代に負担を先送りすることのないよう、県債残高の減少傾向の維持に引き続き努められるよう要望します。

以下、当初予算要求状況に係る調査の過程において、本委員会にて特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

まず、当初予算要求状況調査に関しては、12月8日の総括的質疑において、当初予算の編成、河川堆積土砂撤去の推進、みえ森と緑の県民税の改善、ポストサミット事業の検討、医師の地域偏在対策、水産業の支援、障がい者雇用の推進、周産期医療の推進、循環型社会の推進、県政の情報発信施策、教育施設の防災対策、グループホームの考え方、指定管理者制度の運用などについて活発な議論がなされ、当初予算編成に反映させるよう求めました。

次に、12月9日から14日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、各分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

1点目は、公共事業推進の支援についてであります。

建設業界においては、新規人材確保が大きな課題の一つです。人材を確保するためには、まずは働きやすい職場の環境を整備することが必要であり、その一環として、適正な労務単価の設定も必要となります。

そこで、県当局におかれては、労務単価も含めて受注額の適正化を検討する等のさらなる工夫をするよう要望します。

また、総合評価方式を検討する際に行う外部有識者会議においては、委員を固定することなく、幅広い方からの意見を取り入れるよう要望します。

2点目は、土曜日の授業についてであります。

小学校、中学校において、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして土曜日に授業を実施している学校があります。土曜日の授業については、その成果、課題等を明らかにすべく、アンケートの準備を行っているとのことです。県当局におかれましては、アンケートの実施に当たっては、土曜日の授業の主体である子どもたちの意見がより酌み取れる内容とされるよう要望します。

3点目は、みえスタディ・チェックについてであります。

学力向上の取組として、みえスタディ・チェックなどを活用した取組が実施されています。県当局におかれては、みえスタディ・チェックの内容や実施の仕方などについて、市町教育委員会、学校と連携しながら、期待する効果が得られているかなどの検証を行い、その取組を改善されていくよう要望します。

4点目は、交通安全施設の整備についてであります。

信号機、横断歩道等の道路標示の新設、更新などの交通安全施設の整備については、委員長報告などにおいて過去にも要望してきたところですが、大幅な減額となっています。

交通安全施設の整備は、安全・安心な生活に必要であり、地域住民の関心が高いものであります。県当局におかれては、厳しい財政状況の中にあっても必要な予算を確保し、地域住民、関係機関等と十分連携しながら円滑に交通安全施設の整備を進められるよう要望します。

以上、当初予算編成に係る調査の概要を述べました。県当局におかれては、本委員会や各分科会での議論や意見を十分に踏まえた上で当初予算を編成されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 員 派 遣 の 件

○議長（中村進一） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 三重県手話言語に関する条例検討会に係る県外調査

(1) 派遣目的

三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査を行うため、他県における手話言語条例の制定の経緯及び同条例に基づく施策の実施状況を調査するとともに、同条例の制定に携わった有識者、関係団体の意見を聴取する。

(2) 派遣場所 群馬県、東京都、神奈川県及び鳥取県

(3) 派遣期間 平成28年1月20日から22日まで 3日間

(4) 派遣議員

芳野 正英	議員	中瀬古初美	議員
山内 道明	議員	岡野 恵美	議員
倉本 崇弘	議員	稲森 稔尚	議員
小島 智子	議員	田中 祐治	議員
大久保孝栄	議員	稲垣 昭義	議員
津田 健児	議員	長田 隆尚	議員
水谷 隆	議員		

2 三重県手話言語に関する条例検討会に係る県内調査

(1) 派遣目的

三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査を行うため、三重県立聾学校における手話獲得や手話を活用した教育等を調査する。

(2) 派遣場所 三重県立聾学校

(3) 派遣期間 平成28年2月16日 1日間

(4) 派遣議員

芳野 正英	議員	中瀬古初美	議員
山内 道明	議員	岡野 恵美	議員
倉本 崇弘	議員	稲森 稔尚	議員
小島 智子	議員	田中 祐治	議員
大久保孝栄	議員	稲垣 昭義	議員
津田 健児	議員	長田 隆尚	議員
水谷 隆	議員		

閉会中の継続調査

○議長（中村進一） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申し出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異なしと認めます。よって、本件はいずれも申し出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携常任委員会

1 行財政の運営について

- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

健康福祉病院常任委員会

- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 地域医療対策について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

○議長（中村進一） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（中村進一） これをもって、平成27年第2回三重県議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

□閉会に当たり、中村進一議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長（中村進一） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る5月8日に開会いたしました平成27年第2回定例会は、228日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

今定例会は、私ども三重県議会議員にとりまして、一般選挙後初めての定例会であり、提出されました諸議案をはじめ、県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜りますとともに、議事運営にも格別の御協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

また、本年は戦後70年の節目であり、平和の集いの開催など、恒久平和を願う取組がなされたこと、私には印象的でした。

今定例会を振り返りますと、5月の開会会議では、初めての役員体制を決定し、人口減少対策について調査する特別委員会を設置しました。

6月定例会会議では、2期目となる鈴木知事からの所信表明を受けるとともに、平成28年5月の伊勢志摩サミットの開催決定に伴い、三重県としての組織体制などの報告を受けました。

また、3月に議決した骨格的予算に加え、教育、人づくりや公共事業など、年間総合予算とするための補正予算等の審議を行うとともに、地方創生という喫緊の政策課題に対して、地方創生に関する政策討論会議を設置して議論を行い、9月に人口減少対策調査特別委員会とともに知事へ申し入れを行いました。

9月定例会会議では、伊勢志摩サミット開催に備えるための警備体制の強化や道路、交通施設の整備などの補正予算等の審議を行うとともに、三重県人口ビジョン、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終案が報告されたほか、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）中間案及び次期の行財政改革取組（素案）の調査を行い、知事へ申し入れを行いました。

また、10月には、手話普及のための条例制定に向けた三重県手話言語に関する条例検討会を設置しました。

11月定例会会議では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したまち・ひと・しごと創生を推進するための補正予算を先議したほか、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案などの審議を行いました。

当局におかれましては、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等を十分尊重され、今後の県政運営に格段の御努力をいただきますよう、お願い申し上げます。

さて、本年5月の正副議長選挙において御推挙いただき半年が経過しました。この間、来年の伊勢志摩サミットの開催が決定されたことに伴い、本議会としても伊勢志摩サミット三重県議会議員協議会を6月に設置して、サミット開催を全力で応援することといたしました。

7月には、「人口減少社会の移住・定住促進～地域における魅力ある生き方『半農半X』～」について、12月には、「多様化する広報媒体と、その特徴を活かした効果的な広報」について議員勉強会を開催し、知識の取得と議員間での共有化を図りました。

また、11月には、公職選挙法の改正により選挙権の年齢が18歳に引き下げられることから、「若者の声を県政に～地方創生と人口減少対策～」として、高校生に参加してもらい、みえ現場で県議会を開催し、貴重な御意見をいただきました。

それらに加えて、議会改革推進会議において、議員任期4年間を見据えた議会活動のマネジメントを行うための議会活動計画を取りまとめ、取組成果の確認と継続的な改善の取組を行うこととしました。

本日、平成27年第2回定例会が閉会となりますが、明年1月18日からの定例会においても、二元代表制の一翼を担う議会として、県民の負託に応えるべく、引き続き住民本位の政策決定や監視、評価、政策立案、政策提言等の議会機能の強化と充実に向けて取り組んでまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、寒さに向かう折から、議員各位並びに執行部の皆様に

は、健康に十分留意され、よい新年を迎えられますことをお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。（拍手）

○知事（鈴木英敬） 閉会に当たりまして、私からも御挨拶申し上げます。

今定例会は、私にとりましても、県民の皆様から負託をいただき再び県政を担当させていただく2期目スタートの定例会でありました。

5月8日の開会以来、本日まで8カ月の長期にわたり開催されましたが、その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本年は、主要国首脳会議、サミットが伊勢志摩で開催されることが決定し、三重県に新たな歴史が刻まれた年となりました。サミットの成功に向けて全县を挙げて取組を進めるとともに、安全・安心にサミットが開催されるよう、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本県の人口減少に歯どめをかけ、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。今後は、自然減対策及び社会減対策を両輪として、市町とも連携しながら効果的に取組を推進し、希望がかない、選ばれる三重の実現を目指してまいります。

今定例会を通じまして議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意見等につきましては、これを十分尊重させていただくとともに、今後の県政の推進にさらなる努力をしてまいりますので、格別の御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、年末年始、各種会合等への参加も増えると思います。くれぐれも御健康に十分御留意の上、なお一層県政発展のため御活躍くださいますよう、また、輝かしい新年を迎えられますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

臨時議長 山 本 勝

議 長 中 村 進 一

副 議 長 中 森 博 文

署名議員 下 野 幸 助

署名議員 田 中 智 也

署名議員 石 田 成 生